

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第一節 通則</p> <p>(通信設備)</p> <p>第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。</p>	<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第一節 通則</p> <p>(通信設備)</p> <p>第四十四条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>

<p>一 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>二 一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置されるものから負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（屋内においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) コンセント（家屋の屋外に面する部分に設置されたコンセントであつて、屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）に直接接続される屋外の電力線又はこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を使用し、かつ、屋内の電力線を使用する広帯域電力線搬送通信設備</p>	<p>一 (同上)</p> <p>(1) (3) (同上)</p> <p>二 電気使用者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第二十四条の二第一号に規定する電気使用者をいう。）の引込口における分電盤から負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）</p> <p>(1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。）</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>
<p>附則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	